

令和7年度「赤い羽根・物価高騰下のいのちをつなぐ支え合いキャンペーン」

『生活困窮者への緊急支援活動助成』助成要領

(趣旨)

第1条 物価高騰等を要因として、生活が困窮し、また困窮した状態が継続していながらも福祉サービス等の支援に繋がらず、生活再建が困難な方が数多くいます。

こうした人々に支援を届けていくためにも、アウトリーチや支援に繋がるためのきっかけづくりが求められていることから、令和7年度「赤い羽根・物価高騰下のいのちをつなぐ支え合いキャンペーン」『生活困窮者への緊急支援活動助成』を実施します。

(対象団体)

第2条 助成の対象となる団体は次のとおりです。

- (1) 三重県内の市町社会福祉協議会
- (2) 三重県社会福祉協議会

(対象事業)

第3条 対象事業は、「物価高騰の影響を受けて困窮、孤独、孤立の状態となり、生きづらさや課題を抱える人たちを支援する活動」を助成対象とし、従来事業についても助成対象とします。

なお、事業を実施する期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までに完了するものとし、助成決定前の経費も、対象期間内のものは遡及して助成対象とします。

また、対象事業内容の例は以下の通りとします。

(1) 「孤独・孤立状態を解消し、物価高騰のなかにあっても、支え合いにより生活の質を高めることをめざす事業」

- ・物価高騰により困窮し、行動範囲が狭まったり、周りの人に頼れなかったりすることで孤立する人々に対し、社会参加の機会や居場所の提供を行う事業
- ・世代を超えたメンバーが、それぞれ役割を持ちながら、食事を通じて一緒に時間を過ごすような食支援事業
- ・メンバーそれぞれが役割を持つことの喜びが生きる希望につながるような、体験型イベントの開催や、コロナ禍で途切れた地域のイベントの再興などの事業
- ・オンラインを用いて、孤独・孤立の状態に陥りやすい層がつながり合える機会を提供する事業

(2) 支援の手が届きにくかった人たちに対するアプローチや、さまざまな社会資源との連携、協働による支援体制の構築に向けた事業

- ・困窮している住民を把握するためのアプローチやつながりのきっかけづくりの事業
- ・これまで支援の手が届きにくかった人たちを対象とした場づくりや相談支援事業
- ・他分野、多職種が地域で連携して支援対象に対する見守りや支援体制を構築する事業

(3) 物価高騰により大きな影響が及ぶ人たちの暮らしを支える事業

- ・生活相談に訪れた住民に対して支援を継続するための配布や支援等の事業
- ・ガソリン代などの燃料費高騰にともなう「移動のしづらさ」対策のための送迎や移動に係る支援事業、

光熱費高騰にともなう冷暖房対策のための居場所支援事業

- ・食費の高騰にともない、食生活、栄養に偏りが生じている状態を是正するための食支援事業

(以下のような内容であると読み取れる場合は対象としない)

- ・通常活動の単純な箇所数、回数、時間の増に係る要望
- ・物価高騰に伴う事業費の増に係る要望

(対象経費)

第4条 基本的に活動（事業）に要する経費を対象とします。

- (1) 消耗品・備品費（食料品、日用品）
- (2) 印刷製本費
- (3) 通信運搬費
- (4) 旅費交通費
- (5) 事業に係る人件費、謝金（人件費については団体との雇用契約を締結していること、謝金に関しては、当該事業において必要な資格等の専門性が読み取れることを条件とします）
- (6) その他、当会において必要と認めたもの（人件費・謝金を支出する場合は貴法人における算定基準を記した規程の写し、人件費・謝金対象者の活動日・時間・内容が分かる文書を報告時に提出してください）

(対象外経費)

第5条 次の経費は助成の対象外とします。

- (1) 食料品や日用品の配布を主な目的とした活動に要する経費（相談支援など他の支援活動と組み合わせ、物資の配布等をきっかけに、支援の手が届きにくい人たちを支えることを目的とした事業の経費であれば対象となります）
- (2) 生活相談者個人への直接的な金銭給付に係る活動の経費
- (3) 団体の通常活動や、団体の維持・管理のみを目的とした経費
- (4) 当該経費の妥当性が応募趣旨にあわないもの、または応募書から当該経費の必要性が読み取れないもの
- (5) 費用の積算内訳が不明確であるもの
- (6) ボランティア活動保険料（ボランティア行事用保険は助成対象とする）
- (7) ボランティアに対する謝金（交通費などの実費弁償は助成対象とする）
- (8) 団体および団体役員が所有する場所や物の賃借料
- (9) 補助金などの公的費用や他の助成金が充当される経費
- (10) 助成対象期間（令和7年度内）外の活動に関する経費
- (11) その他、当会において不適当と認めたもの

(助成額)

第6条 1団体あたりの助成額は30万円までとします。助成総額は、助成原資200万円の範囲内とします。

(募集)

第7条 助成事業に係る募集は、当会ホームページに掲載します。

(1) 募集期間

令和7年8月8日(金)から令和7年9月12日(金)まで【当日消印有効】

※応募状況により、追加募集を行う場合があります。

(2) 助成決定

令和7年9月26日(金)

(3) 事業実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(手続き)

第8条 本助成に係る手続きは次のとおりとします。

(1) 申請

助成を受けようとする団体は、申請書(様式1)に必要な書類を添付して当会へ提出してください。

(2) 助成審査及び決定

申請された事業の審査を行い、当会会長が決定します。

※申請合計額が助成総額を越えた場合には、過去の申請状況等を踏まえて審査を行います。

(3) 変更申請

助成決定後にやむを得ない事情により当会が認めた事業を変更したい場合は、変更申請書(様式2)に必要な書類を添付して当会へ提出し、事業の着手前に当会の承認を受けてください。

(4) 事業完了報告

事業完了後は、事業完了報告書(様式3)に関係書類を添付し、事業終了後1か月以内、又は令和8年4月24日(金)までに当会へ提出してください。

(助成の取消し)

第9条 次の掲げる事項に該当するときは、助成の決定を変更もしくは取消し、助成額の全額もしくは一部を返還することがあります。

(1) 助成決定後に事業を休止、または、廃止した場合

(2) 助成金を指定された事業以外に使用した場合

(3) その他、不適当と認められた場合

(その他)

第10条 本助成要領に定めのないことについては、別に定めます。